

公務執行者の償還責任の履行を案内する合同通達

2009年6月18日付け国家賠償責任法に基づき、
国家賠償責任法のいくつかの条項の詳細を規定し、施行を案内する2010年3月3日
付け政府議定16/2010/NĐ-CPに基づき、
司法省大臣、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官は、公務執行者の償還責任の
履行を案内する合同通達を発行する。

第Ⅰ章 総則

第1条 調整範囲

- 本合同通達は、公務執行者の償還責任について、国家賠償責任法（以下「法」という）のいくつかの条項の施行を案内する。
- 民事訴訟、行政訴訟活動における公務執行者の償還責任の審査は、民事訴訟、行政訴訟活動における国家賠償責任の履行を案内する2012年9月18日付け最高人民裁判所、最高人民検察院及び司法省合同通達01/2012/TTLT-BTP-TANDTC-VKSTDTC（以下「合同通達01/2012/TTLT-BTP-TANDTC-VKSTDTC」という）の規定に基づいて実施される。
民事訴訟、行政訴訟活動における公務執行者の償還責任の審査に関連する諸内容で、合同通達01/2012/TTLT-BTP-TANDTC-VKSTDTCに規定されていないものについては、本合同通達の関連する各規定を適用する。

第2条 適用対象

本合同通達は行政管理及び判決執行活動における賠償業務に関する国家管理機関、訴訟活動における賠償業務管理機関、賠償責任機関、償還責任の履行に関連を有する機関、償還責任を負う者及びその他の本合同通達に規定される各機関、組織、個人に対し適用される。

第3条 用語の解釈

- 本合同通達では、以下の各用語は次のとおり理解される。
- 故意により損害を与えるとは、自身の行為が他人に損害を与えることになるのを明確に認識ながら、実行すること、及び望む、望まないかに関わらず、損害が発生するのを放置する場合をいう。
 - 過失により損害を与えるとは、自身の行為が損害を与えるおそれがあるのを事前に認識していなかったが、損害が発生することを事前に知るべきであった若しくは知ることができた場合、又は自身の行為が損害を与えるおそれがあるのを事前に認識していたが、損害は発生しない若しくは回避することができると考えていた場合をいう。
 - 償還責任を負う者とは、法令に違反する行為により組織、個人に損害を与え、国家賠償責任を発生させた公務執行者をいう。

4. 償還責任の履行に関連を有する機関とは、複数の公務執行者がともに損害を与えた場合に、公務執行者を直接管理する賠償責任機関でない機関をいう。

第4条 公務執行者の償還責任の審査に関する賠償責任機関の任務、権限

1. 償還責任審査評議会が公務執行者の償還責任について審査するのを監督、指導する。
2. 損害を与えた公務執行者を当該機関が直接管理する場合、又は自分が管理する公務執行者が他の機関に転任した場合に、関連を有する機関に対し、協調して損害を与えた公務執行者の償還責任の審理を行うよう要請する。
3. 必要な場合、賠償責任機関は公務執行者の償還責任の審査について関連を有する各機関の意見を聴取することができる。
4. 国家賠償責任法のいくつかの条項の詳細を規定し、施行を案内する 2010 年 3 月 3 日付け政府議定 16/2010/NĐ-CP（以下「議定 16/2010/NĐ-CP」という）第 17 条の規定に従って償還決定を下す。
5. 法令の規定に従い、償還責任を負う者が償還決定書に同意せず、当該決定について不服申立てをする場合、不服申立てを解決する。
6. 自身が発行した償還決定について償還責任を負う者が訴えを提起する場合、被告の資格で裁判所における訴訟に参加する。
7. 本合同通知の規定に従い、執行力を生じた償還決定に基づき償還責任の履行について通知する。
8. 本合同通知の規定に従い、公務執行者の償還責任の審査について報告する。
9. 本合同通知の規定に従い、償還義務を負う者がその相続人が償還責任を履行できるだけの遺産を残さなかったことを権限を有する機関に報告する。
10. 本合同通知の規定に従い、償還責任を負う公務執行者に対し、償還義務の履行を求めて訴えを提起する。
11. 判決執行機関に対し、償還責任を負う者に償還義務の履行を命じた裁判所の法的効力を生じた判決の執行を求める。

第5条 公務執行者の償還責任の審査について関連を有する各機関の任務、権限

1. 賠償責任機関の要求に基づき、賠償責任機関と協調して公務執行者の償還責任の審査を実施する。
2. 議定 16/2010/NĐ-CP 第 13 条 2 項 c 号の規定に従い、損害を与えた公務執行者を直接管理する部局の指導代表者を選出し、償還責任審査評議会に参加させる。
3. 法第 57 号 2 項の規定に従い、複数の公務執行者が損害を与えた場合、自分が直接管理する償還責任を負う者に対し、賠償責任機関が発行し、法的効力を生じた償還決定に従って償還責任を履行するよう督促する。
4. 議定 16/2010/NĐ-CP 第 20 条 2 項の規定に従い、償還責任を負う者が賠償責任機関から当該機関に転任してきた場合、その自分が直接管理する者に対し、賠償責任機関が発行し、法的効力を生じた償還決定に従って償還責任を履行するよう督促する。

第 II 章 公務執行者の償還責任の審査の手順、手続

第6条 公務執行者の償還責任審査評議会の設立

1. 賠償金の支払を終了した後、直ちに、賠償責任機関の長は、法第 58 条 1 項及び議定 16/2010/NĐ-CP 号第 13 条 1 項に従って損害を与えた公務執行者に対する償還責任、償

還額を確定するため、償還責任審査評議会の設立決定を下さなければならない。

2. 賠償責任審査評議会の構成員は、議定 16/2010/NĐ-CP 第 13 条 2 項に規定される各個人からなる

損害を与えた公務執行者を管理する機関に直接管理する級がない場合、当該機関は指導代表を選出し、賠償責任審査評議会に参加させる責任を有する。

償還額を確定する根拠となる償還責任を負う者の故意過失の程度を評価、確定する場合、償還責任審査評議会は、損害を与えた法令違反行為に関連する業務分野に相応しい専攻の法律専門家である構成員を有しなければならない。

3. 債還責任審査評議会は、議定 16/2010/NĐ-CP 第 14 条の規定に従って、自身の各任務、権限を遂行する。
4. 債還責任審査評議会は、議定 16/2010/NĐ-CP 第 15 条に規定される方式に従って業務を行う。

第 7 条 債還額を確定する根拠となる公務執行者の故意過失の確定

1. 債還責任審査評議会は、公務執行者の行為が法令に違反することを確定する権限を有する国家機関の文書、又は被害者が法 26 条の規定に基づき賠償を受けることができる場合に当たることを確定する権限を有する訴訟進行機関の文書の内容を基礎として、公務執行者の故意過失を確定する。

本条 1 項に規定される各文書が公務執行者の故意過失を確定していない場合、償還責任審査評議会は、当事者が提供する各資料、証拠及び事案の各詳細に基づき、民事法令の規定及び本合同通達 3 条 1 項、2 項の規定を適用して、償還責任を負う者の故意過失を確定する。

2. 債還責任を負う者の故意過失の確定に関する建議は、秘密投票の形式により、償還責任審査評議会の出席構成員総数に基づく多数決の原則により行われる。

投票の数が相互に等しい場合、公務執行者の故意過失の確定は償還責任審査評議会の議長が決定するところによる。

第 8 条 公務執行者の償還額の確定

1. 債還額の確定原則

- a) 公務執行者の償還額の確定は、議定 16/2010/NĐ-CP 第 16 条、第 18 条の規定に従って行われる。
- b) 確定される公務執行者の償還額は、最多でも国が被害者に支払った現実の金額を超えない。

2. 公務執行者が過失により損害を与えた場合における償還額の確定

- a) 支払った現実の賠償金額が 30 百万ドン未満である場合、確定される償還額は最多で償還決定の時点における償還者の給与 1 か月分を超えない。
- b) 支払った現実の賠償金額が 30 百万ドン以上 100 百万ドン未満である場合、確定される償還額は最少で償還決定の時点における償還者の給与 1 か月分であり、最多で給与 2 か月分を超えない。
- c) 支払った現実の賠償金額が 100 百万ドン以上である場合、確定される償還額は最少で償還決定の時点における償還者の給与 1 か月分であり、最多で給与 3 か月分を超えない。

3. 公務執行者が故意により損害を与えたが刑事责任を追及される程度には至っていない

い場合における償還額の確定

- a) 支払った現実の賠償金額が 100 百万ドン未満である場合、確定される償還額は最少で償還決定の時点における償還者の給与 3 か月分であり、最多で給与 12 か月分を超えない。
 - b) 支払った現実の賠償金額が 100 百万ドン以上 500 百万ドン未満である場合、確定される償還額は最少で償還決定の時点における償還者の給与 12 か月分であり、最多で給与 24 か月分を超えない。
 - c) 支払った現実の賠償金額が 500 百万ドン以上である場合、確定される償還額は最少で償還決定の時点における償還者の給与 24 か月分であり、最多で給与 36 か月分を超えない。
4. 本条 2 項及び 3 項の規定による償還義務を負う者の給与は、その者の償還決定中で確定される時点の給与及びその他の社会保険に関する法令の規定に基づく各種手当（あれば）をいう。

第 9 条 償還決定の発行

1. 償還決定の発行及び償還決定の送付の期限、権限は、法第 58 条 2 項の規定に従って行われる。
賠償責任機関が法第 14 条 2 項 d 号及び d 号に規定される機関であり、償還責任を負う公務執行者がこの機関が直接管理する者でない場合、賠償責任機関は償還決定をその者を直接管理する機関及び当該機関の直接上級機関に送付しなければならない。
2. 償還決定の発行手続及び発行権限を有する者の責任は、議定 16/2010/NĐ-CP 第 17 条の規定に従う。

第 10 条 償還の履行

1. 償還は、法第 62 条の規定に従って履行される。
償還が一括払いによるか分割払いによるかを確定する際は、償還責任審査評議会は、損害を与えた償還責任を負う者の経済的条件、現実の収入、個人所得税に関する法令の規定による家庭環境控除の範囲に属する対象者の数に基づき、償還の方式を審査し、決定する。
必要な場合、償還責任審査評議会は、損害を与えた公務執行者を招き、償還責任審査評議会の会合に参加させることができる。
2. 公務執行者が一括払いにより償還を履行する場合、償還決定が法的効力を生じた日から 30 日以内に、償還義務を負う者は償還決定中で確定された金額全額を支払わなければならない。
3. 分割払いにより償還を履行する場合、償還義務を負う者は償還決定中で確定された金額及び期限に従って金員を支払わなければならない。

第 11 条 償還責任の履行に関する通知の責任

1. 償還決定が法的効力を生じた時は、賠償責任機関は償還義務を負う者に対し、償還責任の履行について通知する。
通知は最多で 3 回を超えないものとし、各回の通知の間の期間は最長で 30 日を超えないものとする。
2. 通知は書面によりなされ、又は償還責任を負う公務執行者に直接通知されなければ

ならない。

通知が償還責任を負う者に直接になされる場合、通知について償還責任を負う者及び通知者の署名がある記録を作成しなければならない。

第 12 条 償還金の徴収、納付

1. 償還金の徴収、納付は、法第 63 条、議定 16/2010/NĐ-CP 第 19 条及び国家賠償責任の履行経費の予算、管理、使用及び決算を規定する 2012 年 9 月 5 日付け財務省及び司法省合同通達 71/2012/TTLT-BTC-BTP（以下「合同通達 71/2012/TTLT-BTC-BTP」という）第 9 条の規定に従って行われる。
2. 償還金の徴収、納付は、次の各形式により行うことができる。
 - a) 現金により納付する。
 償還責任を負う公務執行者が現金により償還金を納付する場合、賠償責任機関で財務、会計業務を担当する者に対し金員を納付する。
 - b) 賠償責任機関の国庫口座に送金する。
 償還責任を負う者が賠償責任機関の国庫口座に送金する形式により償還金を納付する場合、賠償責任機関の財務、会計業務の担当者は、償還責任を負う者が実施できるよう、賠償責任機関の国庫口座番号を通知する責任を有する。
3. 償還が賠償責任を負う公務執行者の毎月の給与から控除する方法により行われる場合については、償還金の徴収、納付は合同通達 71/2012/TTLT-BTC-BTP 第 9 条 2 項 b 号の規定に従って行われる。

第 13 条 償還責任の審査に関する報告責任

1. 償還責任の審査を実施する過程において、賠償責任機関は次の各内容について直接上級国家機関に報告しなければならない。
 - a) 償還責任審査評議会の設立
 - b) 償還額及び償還の方式
 - c) 償還金の国家予算への組入れ
 - d) 償還決定に対する不服申立て又は訴えの提起（あれば）
 報告書には償還責任の審査に関連する各資料の謄本を添付しなければならない。
2. 賠償責任機関が省庁、省庁同格機関、政府所属機関及び省、中央直轄都市人民委員会（以下「省級人民委員会」という）である場合、償還責任の審査に関する報告は本条 1 項の規定に従って司法省に送付する。
3. 訴訟活動における賠償責任機関は、償還責任の審査について直接上級機関及び中央訴訟進行機関に報告しなければならない。
4. 本条 1 項、2 項及び 3 項に規定される各任務のほか、権限を有する賠償業務に関する国家管理機関の要求に従い、賠償責任機関は償還責任の審査について適時に報告し、賠償業務に関する国家管理活動に資するようにしなければならない。

第 14 条 償還責任審査活動に対する監督の実施

1. 司法省は、全国の行政管理及び判決執行活動における償還責任審査活動を監督する。
2. 最高人民法院、最高人民検察院は、自身の部門における償還責任審査活動を監督する。
3. 法制組織（各省省庁について）、国家賠償局、民事判決執行総局（司法省につい

て) は、省庁がその管理範囲に属する償還責任審査活動を監督するに当たり、助言し、補佐する。

4. 司法局は、省級人民委員会が地方の範囲内の行政管理活動における償還責任審査活動を監督するに当たり、助言し、補佐する。
5. 司法室は、県級人民委員会が地方の範囲内の行政管理活動における償還責任審査活動を監督するに当たり、助言し、補佐する。

第 15 条 償還責任の審査の督促

1. 各省庁、省庁同格機関は、自身が管理する範囲に属する償還責任審査活動について督促をする。
　　法制組織(各省庁について)、国家賠償局、民事判決執行総局(司法省について)は、省庁が本項に規定される任務を遂行するに当たり、助言し、補佐する。
2. 最高人民法院、最高人民検察院は、自身が管理する範囲に属する償還責任審査活動について督促をする。
3. 省級人民委員会は、自身が管理する範囲に属する次の各機関の行政管理活動における償還責任審査活動について督促をする。
 - a) 省級人民委員会に属する専門機関
 - b) 県級人民委員会
　　司法局は、省級人民委員会が本項に規定される任務を遂行するに当たり、助言し、補佐する。
4. 県級人民委員会は、社級人民委員会の責任に属する行政管理活動における償還責任審査活動について督促をする。
　　司法室は、県級人民委員会が本項に規定される任務を遂行するに当たり、助言し、補佐する。

第 III 章 いくつかの具体的な場合における公務執行者の償還責任

第 16 条 償還責任を負う者が定年退職した場合における償還責任

1. 償還責任を負う者が定年退職した幹部、公務員である場合、その償還責任の審査は本合同通達第 6 条から第 11 条までの各規定に従って行われる。
2. 償還責任を負う者が賠償責任機関から償還に関する通知を 3 回受けたが、償還義務を故意に履行しない場合、賠償責任機関は、賠償責任を負う者に退職年金を支払っている社会保険機関と協調して、賠償責任を負う者の毎月の退職年金の 10 から 30 パーセントの額を毎月の退職年金から控除することにより償還金を徴収する。

第 17 条 償還責任を負う者が他の国家機関に転任した場合における償還責任

1. 償還責任を負う者が他の国家機関に転任した場合、その償還責任の審査は本合同通達第 6 条から第 11 条までの各規定に従って行われる。
2. 償還責任を負う者が賠償責任機関から償還に関する通知を 3 回受けたが、償還義務を故意に履行しない場合、償還責任機関は、その者を管理している国家機関と協調して、賠償責任を負う者の毎月の給与の 10 から 30 パーセントの額を毎月の給与から控除することにより償還金を徴収する。

第 18 条 償還責任を負う者が国家機関を退職した場合における償還責任

償還責任を負う者が国家機関を退職した場合、償還責任の審査は次のとおり行われる。

1. 債還責任を負う者が企業又はその他の組織で勤務している場合
 - a) 企業又はその他の組織で勤務している債務を負う者の債務の審査は、本合同通達第6条から第11条までの各規定に従って行われる。
 - b) 債還決定を発行した後、直ちに、債務を発行した機関は、この決定を債務を負う者に送付する責任を有する。債務を負う者は、債務決定が法61条1項の規定に従って法的効力を生じた場合、債務決定において確定された額及び方式に従って債務義務を履行する責任を有する。
 - c) 債還責任を負う者が賠償責任機関から債務に関する通知を3回受けたが、債務義務を故意に履行しない場合、債務責任機関は、その者が勤務している企業又は組織と協調して、債務を負う者の毎月の給与の10から30パーセントの額を毎月の給与から控除することにより債務金を徴収する。
2. 債還責任を負う者が組織又は企業のために勤務していない場合
 - a) この場合における債務を負う者の債務の審査は、本合同通達第6条から第10条までの各規定に従って行われる。
 - b) 債還決定を発行した後、直ちに、債務を発行した機関は、この決定を債務を負う公務執行者に送付する責任を有する。債務を負う者は、債務決定が法61条1項の規定に従って法的効力を生じた場合、債務決定において確定された額及び方式に従って債務義務を履行する責任を有する。

第19条 債還責任を負う者が死亡した場合における債務

1. 債還責任を負う者が死亡する前に債務が発行され、債務を負う者が相続財産及び相続人を有する場合、その者の遺産相続人が相続に関する法令の規定に従って債務義務を履行しなければならない。

債務を有する者が死亡したが、遺産を有しない場合、賠償責任機関は、その者が遺産を有しないことを検証し、文書を作成してその者が生存中に居住していた地の地方政権の確認を得なければならない。

検証を完了した後、直ちに、賠償責任機関は債務履行免除決定を下さなければならぬ。債務履行免除決定を下した日から3営業日以内に、賠償責任機関は直接上級機関及び権限を有する財務機関に対し、文書により報告し、債務履行免除決定を添付して送付しなければならない。

2. 賠償責任機関が債務を発行する前に債務を負う者が死亡した場合、賠償責任機関はその者の債務について審査しない。

第20条 債還責任を負う者に対する債務義務の履行に関する訴訟権

賠償責任機関が法令の規定に従って必要な各措置を行ったが、債務を負う者の債務金を回収することができない場合、賠償責任機関は、民事訴訟に関する法令の規定に従い、裁判所に債務義務の履行を請求する訴えを提起する権利を有する。

第IV章 施行条項

第21条 施行効力

本合同通達は、2014年3月8日から施行効力を生ずる。

第 22 条 合同通達を補充する解釈、案内

実施の過程で困難、不明点、未だ案内されておらず補充の解釈、案内が必要な事項があれば、停滞なく補充の解釈又は案内をすることができるよう、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院に対し連絡することを個人、組織に要請する。

以上